

特殊詐欺の多くは固定電話から！

迷惑電話の対策をしませんか？



自動通話録音警告機 購入費補助金

令和8年4月1日
受付開始

事前申請必須

補助対象者

市内に住所があり、かつ居住している満65歳以上の方（1世帯1台まで）

補助対象となる機器

自宅の自動通話録音警告機能付きの固定電話機（令和8年度から対象）

自宅の固定電話へ外付けする自動通話録音警告機

※電話機の呼び出し音が鳴る前に、相手に対し、
通話内容を録音する旨のメッセージを流し、自動で
通話内容を録音する機能を有するものであること



補助金の額

自動通話録音警告機の購入金額（税込）の2分の1（上限7,000円）

※ 補助対象は本体価格のみで、設置費用や送料等は補助対象外

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

※ クーポンやポイントで支払う場合や、購入によりポイントが付与される場合は、その分を差し引きます。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年1月29日まで

※ 申請期間内であっても予算がなくなり次第、終了することがあります。

補助金の申請先

市民・消費生活相談室（四日市市役所1階）

※ 郵送可

※ お近くの地区市民センターでも提出いただけます。

裏面もご覧ください

申請の流れ

※機器購入後の申請はできませんので、ご注意ください。

1. 購入する機器を決め、購入金額と品番・機能がわかる書類を用意する。

例) 見積書、カタログ、ホームページ等(写し可)

※ 機器の購入については、地区防犯協会(警察署内)や電器店等へお問い合わせください。

2. 交付申請書(第1号様式)及び添付書類を市へ提出する(郵送可)。

機器の購入前に、市民・消費生活相談室またはお近くの地区市民センターへ提出してください。

なお、クーポンやポイントで支払う場合や、購入によりポイントが付与される場合は、その分を差し引きます。

※ 地区防犯協会(警察署内)で機器を購入する場合は、添付書類不要です。

3. 決定通知書がお手元に届くまでお待ちください。

申請書が市に届いてから2週間程度で、決定通知書が自宅に郵送されます。

決定通知書の日付より前に購入した機器については、補助金の対象外になりますので、ご注意ください。

4. 決定通知書が届いたら機器を購入し、自宅の固定電話に接続する。

決定通知書を受けた日から2か月以内に機器を購入し、領収書を受領してください。

①宛名(申請者宛のものに限る)、②購入日、③購入機種、④購入金額、⑤購入店舗名、⑥店舗の所在地が領収書に記載されていることを確認してください。

5. 実績報告書兼請求書(第5号様式)及び添付書類を市へ提出する(郵送可)。

機器の購入日から30日以内に市民・消費生活相談室またはお近くの地区市民センターへ提出してください。

※ クーポンやポイントで支払う場合や、購入によりポイントが付与される場合は、その分を差し引くため、交付決定額が変更となる場合があります。その場合は、速やかに市へご連絡ください。

6. 審査・機器設置の確認後、指定された口座に補助金が振り込まれます。

市から電話をかけさせていただき、「録音します」のメッセージが流れるか確認します。

請求書が市に届いてから補助金のお振込みまで、1か月程度を要する場合がありますので、ご了承ください。

※ 補助金を利用して購入した機器については、原則として補助金交付の日から5年間は譲渡できませんので、ご注意ください。

補助金額の計算例

13,800円(税込)の固定電話機を購入する場合

$13,800 \text{円} \times 1/2 = 6,900 \text{円}$ となり、1,000円未満切り捨てのため、
補助金額は6,000円

問い合わせ・提出先

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 市民・消費生活相談室

電話 059-354-8147 FAX059-354-8452



【四日市市HP】

